



# 地域課題解決型 創業支援補助金



栃木県内で地域課題を解決するためにデジタル技術を活用して実施する社会的事業※1で、「創業」や「事業承継又は第二創業」に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者

## 【創業する方】

- ・業種の制限はありません※2
- ・R5年4月12日～R5年12月31日迄に、当事業で新たに創業する方

## 【事業承継又は第二創業の方】

- ・R5年4月12日～R5年12月31日迄に、Society5.0※3関連業種等の分野の事業を、事業承継又は第二創業により実施する個人事業主または法人の代表者となる方

補助上限額

200万円

補助率

1/2

## 補助対象経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等

※交付決定日(7月上旬頃)以降に発注する経費が対象です

募集締切  
5/12(金)  
必着

東京23区に在住する方又は通勤する方※4が栃木県内へ移住して創業する場合には、

世帯で**移住支援金100万円** (単身は60万円) が、転入先の市町から支給されます。

※市町により別途条件や申請可能枠、加算がある場合があります。詳しくは転入先の各市町・移住支援事業担当部署へお問い合わせください。

事業の詳細、募集要項や提出書類等については、右記のサイトをご覧ください

○地域課題解決型創業支援補助金について  
<https://www.tochigi-i.in.or.jp/index/2/5/1.html>



○移住支援金について

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju\\_shien\\_jigyou.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju_shien_jigyou.html)



※1 次に掲げる事項の全てに該当する必要があります。

- (1) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性)
- (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること(事業性)
- (3) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)

※2 ただし、栃木県が地域再生計画に定める分野で創業される方が対象となります。詳細は令和5年度の募集要項をご確認ください。

※3 AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術を産業や生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会

※4 通勤者は東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県(条件不利地域を除く))に在住する方に限ります。

○問い合わせ先

事務局:(公財)栃木県産業振興センター 経営支援部 総合相談グループ TEL:028-670-2607  
栃木県産業労働観光部経営支援課 商業活性化担当 TEL:028-623-3177